

\*1月の総単位数×10.17(※新潟市の短期入所生活介護事業所の1単位の単価)の1割又は2割又は3割が介護報酬一部自己負担となります。

区分	項目	内容および料金				
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型短期入所生活介護費(従来型個室・多床室)	要介護 1	645		
			要介護 2	715		
			要介護 3	787		
			要介護 4	856		
			要介護 5	926		
	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	1日につき	18	
		機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	1日につき	12	
		看護体制加算(Ⅲ・2)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合	1日につき	6	
		看護体制加算(Ⅳ・2)	看護職員を常勤換算方法で入所者25またはその端数を増す毎に1名以上配置し、かつ24時間の連絡体制を確保している場合	1日につき	13	
		夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜勤を行う職員が最低基準(1名)を1以上上回っている場合	1日につき	13	
		個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供している。3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で、訓練内容を見直す。	1日につき	56	
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	提携する医療機関のリハビリ専門職と共同でアセスメントを行い上記内容と同等のサービスを行う場合。尚、個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位の加算。	1月につき	200	
		医療連携強化加算	急変の予測や早期発見等のために、看護職員による定期的な巡視や、急変等が生じた場合の連携方法を予め定めた場合。算定者は「喀痰吸引」「人工膀胱」「経管栄養」「褥瘡」等の該当者	1日につき	58	
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	1月につき	50		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき	一月の総単位数×8.3%		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき	一月の総単位数×2.7%			
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき	一月の総単位数×1.6%			
送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき	184			
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費	
					個室	多床室
		第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	320	0
		第2段階	公的年金収入+合計所得80万以下	600	420	370
		第3段階①	公的年金収入+合計所得80万超120万以下	1000	820	370
		第3段階②	公的年金収入+合計所得120万超等	1300	820	370
	上記以外の方		1500	1200	855	
	おやつ代金	おやつを提供した場合	1食につき	150		
	持ち込み電機製品使用料金	テレビ・電気毛布・ラジオなど持ち込み電化製品を使用した場合	1点/1日	100		
	テレビレンタル料金(電気使用料金含む)	施設のテレビをレンタルした場合	1日につき	200		
送迎料金	居宅と施設間以外に送迎のご希望があり送迎を行った場合	1回につき	1800			

\*いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます

\*介護報酬改定により変更される場合もございますのでご了承ください

## ショートステイ・ゆきよし とやの利用料金表

\* 1月の総単位数×10.17(※新潟市の短期入所生活介護事業所の1単位の単価)の1割又は2割又は3割が介護報酬一部自己負担となります。

区分		項目	内容および料金									
介護報酬一部自己負担分	基本料金	単独型介護予防短期入所生活介護費(従来型個室・多床室)	要支援 1		479							
			要支援 2		596							
	加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	1日につき		18						
		機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置している	1日につき		12						
		個別機能訓練加算	専従の機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置している。個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供している。3月ごとに1回以上、居宅を訪問した上で、訓練内容を見直す。	1日につき		56						
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	提携する医療機関のリハビリ専門職と共同でアセスメントを行い上記内容と同等のサービスを行う場合。尚、個別機能訓練加算を算定している場合は月100単位の加算。	1月につき		200						
		医療連携強化加算	急変の予測や早期発見等のために、看護職員による定期的な巡視や、急変等が生じた場合の連携方法を予め定めた場合。算定者は「喀痰吸引」「人工膀胱」「経管栄養」「褥瘡」等の該当者	1日につき		58						
		口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	1月につき		50						
		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき		一月の総単位数×8.3%						
		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき		一月の総単位数×2.7%						
介護職員等ベースアップ等支援加算		介護職員の賃金改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合	1月につき		一月の総単位数×1.6%							
	送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	片道につき		184							
介護報酬外自己負担分	食費および居住費(1日につき) ※「負担限度額認定証」をお持ちの方は記載の負担限度額が上限となります	利用者負担段階	市町村民税非課税の方で下記収入等により区分	食費	居住費							
					第1段階	老齢福祉年金、生活保護受給者	300	個室	0			
								多床室	370			
								第2段階	公的年金収入+合計所得80万以下	600	個室	420
								多床室			370	
								第3段階①	公的年金収入+合計所得80万超120万以下	1000	個室	820
	多床室	370										
	第3段階②	公的年金収入+合計所得120万超等	1300	個室	820							
	多床室	370										
	上記以外の方		1500	個室	1200							
多床室	855											
	おやつ代金	おやつを提供した場合	1食につき		150							
	持ち込み電機製品使用料金	テレビ・電気毛布・ラジオなど持ち込み電化製品を使用した場合	1点/1日		100							
	テレビレンタル料金(電気使用料金含む)	施設のテレビをレンタルした場合	1日につき		200							
	送迎料金	居宅と施設間以外に送迎のご希望があり送迎を行った場合	1回につき		1800							

\* いずれの加算も基準を満たした場合のみ算定させていただきます

\* 介護報酬改定により変更される場合もございますのでご了承ください

## 段階別食費一覧

	朝食	昼食	夕食
第1段階	300円/1日		
第2段階	600円/1日		
第3段階①	1000円/1日		
第3段階②	1300円/1日		
上記以外	¥400	¥550	¥550